

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催 産業廃棄物処理に係る
「第20回 実務者研修会」開催

産業廃棄物処理に係わる実務者の資質の向上を図るため、3月9日(火)午前10時から名古屋国際会議場(名古屋市熱田区)において、(一社)愛知県産業廃棄物協会主催による「第20回実務者研修会」が、99名参加のもと開催されました。



開会挨拶をする
安藤専務理事

開会の挨拶で当協会専務理事 安藤 均氏は「1月13日に当協会員ダイコー株式会社の不適正処理事案が発覚しました。食品衛生上の問題で消費者の皆様方に、大変ご迷惑とご心配をおかけしました。このことは我々産廃処理業界の今までの社会的信頼を大きく失墜させしまい、誠に遺憾に思っております。このような不適正処理事案が再び起きないように、襟を正すという姿勢が必要です。そうしたことからも皆様方には、産業廃棄物の実務に携わるうえで欠かせない事項をしっかりと理解していただき、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(廃棄物処理法)の内容を把握し、産業廃棄物処理の委託契約書、マニフェスト、帳簿など適正処理に向けた実務に必要な基礎的な知識を再認識していただきたいと思っております。廃棄物処理に係る技術の革新が著しい中、環境の世紀といわれる時代にふさわしい業務環境を築いていただくことを期待しておりますので、本日の研修会が実り多きことを願っております。」と述べました。

その後同氏が講師となり「産業廃棄物処理の基礎知識」と題して、講義が始まりました。中でも産業廃棄物処理委託の基本的な構造の問題として、不要物を処理する心理的背景に費用や労力をかけたくないという傾向があり、処理費用の安価→処理の質の低下→環境汚染・トラブル発生→厳しい法律規制、となってしまうため、排出事業者処理責任の強化として、適正な対価、処理料金を負担するとありまし

た。排出事業者への注意喚起として、排出事業者等が廃棄物の処理に対して、『適正な料金を負担していないとき』(半値程度又はそれを下回るような料金)は、当該料金に合理性があることを示さなくてはならず、安い処理料金で不適正処理を行うと許可の取消になることが、平成25年3月29日付の行政処分の指針としてありました。他に、廃棄物処理法の法律関連、優良産廃処理業者認定制度、産業廃棄物処理の委託に係る環境配慮契約法、企業活動における社会的責任CSRについて講義がありました。

午後からは、当協会環境アドバイザー 相宮良一氏が「電子マニフェスト」について説明がありました。説明後個別の質問では、マニフェストの料金は誰が支払うのか、とありコンプライアンスに則った回答をされていました。

次に「産業廃棄物の委託処理と委託契約書」「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」「帳簿」について、当協会事務局長 小坂元信氏が講師となり講義が行われました。委託契約書締結については、当事者が契約成立の事実を明らかにするために作成した文書で、書面化することで排出事業者の処理責任の徹底を図る、ことが目的であるとのことでした。講義内容の詳細事項については併用のテキストを引用され、不明点の理解につながりました。

研修終了後、小坂事務局長より研修修了証の授与があり、研修会は終了しました。

